

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第10号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成22年1月27日 08時30分ごろ	
発生場所	新潟県新潟市角田岬灯台から真方位349° 2.6海里付近 (概位 北緯37° 50.2′ 東経138° 48.4′)	
事故等調査の経過	平成22年2月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第十一^{いづみ}泉丸、1.1トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 NG3-14642（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船外機濡れ損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、新潟市巻漁港北方沖において、たこ箱漁の揚縄中、風が強まり、うねりが高くなってきたため、帰港することとしたが、左舷船首部の揚縄用ローラーの船尾方に設置された滑車に幹縄が絡んだ。</p> <p>船長は、船首を西に向け、乗組員とともに揚縄用ローラー付近で幹縄の絡みを外そうとしていたところ、高まったうねりを左舷船首部から受けて海水が船内に打ち込み、大量の海水が甲板上に滞留し、平成22年1月27日08時30分ごろ、本船は左舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び乗組員は、船底に這い上がり救助を待ち、09時過ぎ付近を飛行していた新潟県警察のヘリコプターに救助された。</p> <p>本船は、所属漁協が手配した僚船により新潟港東区までえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、気温 約5.8℃</p> <p>海象：波浪 うねりの波高 約2m、うねりの方向 西</p>	
その他の事項	<p>船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>当時、本船以外にも僚船3隻が操業していたが、本船よりも先に操業を切り上げ、帰港していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、巻漁港北方沖において、たこ箱漁の揚縄中、揚縄用ローラーの船尾方に設置された滑車に絡んだ幹縄を外そうとしていたとき、うねりを左舷船首部から受けて大量の海水が船内に流入したため、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していたことにより、被害の拡大を防止できた可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、巻漁港北方沖でたこ箱漁の揚縄中、揚縄用ローラーの船尾方に設置された滑車に絡んだ幹縄を外そうとしていたとき、うねりを左舷船首部から受けて、大量の海水が船内に流入したため、転覆したことにより発生したものと考えられる。
----	---